

事 務 連 絡

令和 4 年 1 月 31 日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課

新型コロナウイルス感染急拡大に伴う一般廃棄物処理従事者及び事業継続への対応等について
（事務連絡）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力を頂き御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策に関して、厚生労働省より、別添のとおり事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和 4 年 1 月 5 日（令和 4 年 1 月 28 日一部改正））が発出されました。

上記事務連絡では、①オミクロン株患者の濃厚接触者の待機期間については、現時点までに得られた科学的知見に基づき、最終曝露日（陽性者との接触等）から 7 日間とすること、②①の濃厚接触者のうち、社会機能の維持のために必要な事業に従事する者について、各自治体の判断により、待機期間の 7 日を待たずに、4 日目及び 5 日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性確認できた場合でも、5 日目に待機を解除する取扱いを実施できること等が示されております。

ごみ、し尿等の一般廃棄物の収集運搬、処分は、国民の安定的な生活の確保及び社会の安定の維持のため、事業の継続が求められる社会的に重要な業務であるとされております¹。つきましては、衛生主管部局と連携の上、社会機能の維持のために必要な対応をご検討いただくよう、貴管内市区町村への周知徹底をお願いいたします。

また、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策をより一層適切に実施するため、令和 3 年 8 月 18 日付け事務連絡等においてお願いしてきたとおり、廃棄物処理事業継続計画の策定、廃棄物処理事業継続のための感染防止対策等にご尽力いただきますよう、改めてご周知いただき、貴管内の廃棄物の適正な処理及び処理業務の安定的な継続に遺漏なきようお願いいたします。特に、環境省においては、実際に市区町村が策定している一般廃棄物処理事業継続計画やその作成例のほか、一般廃棄物分野の対策事例アンケート結果の概要についても公表し、

¹ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 4 年 1 月 25 日変更）
https://corona.go.jp/news/news_20200411_53.html

廃棄物処理事業継続計画策定の重要性や自治体における優良事例の周知を行っております²。これらを改めてご参照いただくとともに、一般廃棄物処理業者とも連携し、業務ごとの継続優先度に基づく休止・縮小等を検討すべき業務の選定、業務の継続が困難になった場合における人員・車両・資機材等の派遣、一般廃棄物処理従事者における感染拡大状況のフェーズに応じた継続体制の想定など、各市区町村の実情に即して、運営形態（市区町村直営・民間委託等）に応じた必要な対応をご検討いただくよう、貴管内市区町村への周知徹底をお願いいたします。

なお、一般廃棄物処理に携わる関係者（市区町村職員、委託業者、許可業者等）でクラスター等が発生した場合には、市区町村から廃棄物適正処理推進課及び各地方環境事務所に御連絡をいただくこと等についてお願いしてきたところ、感染経路が不明の感染拡大も見受けられることも踏まえ、一般廃棄物処理への影響が考えられる場合においては、必ずしも保健所等から同一の感染源に係るものとしてクラスターの認定を受けた事案に限らず、複数人の陽性者・濃厚接触者等が確認された事案も含め、前広に情報提供いただきますよう、貴管内市区町村に改めて周知をお願いいたします。

【連絡先】 環境省 環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課 伊藤、岡田、永嶋
TEL: 03-5501-3154 (直通)
E-Mail: hairi-haitai@env.go.jp

² 新型コロナウイルス感染症に係る一般廃棄物分野の対策事例アンケート結果
https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronakoho.html